

第 29 回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和 4 年 10 月 25 日、午前 9 時 30 分、農業委員を足利市役所に召集し、第 29 回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜			9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、湯澤 有、萩原晴夫、齋藤 幹、沖山匡弘、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、副主幹 齋藤玲子、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は 14 名であります。</p> <p>欠席委員は 8 番 柏瀬委員でございます。</p> <p>推進委員の出席は 18 名であります。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第 29 条により、担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第 2 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第 3 議案第 1 号から議案第 5 号までについて</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 足利農業振興地域整備計画の軽微な変更（案）に係る市長からの協議について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員14名で定足数に達しておりますので、これより第29回足利市農業委員会を開催いたします。

【午後2時37分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

2番 桐生委員、14番 赤坂委員を指名いたします。ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、総括表に基づきましてご報告いたします。

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条の届出は、件数が6件、筆数が11筆、面積が5,392.24㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が15件、筆数が29筆、面積が6,227.76㎡です。

合計いたしまして、件数が21件、筆数が40筆、面積が11,620.00㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページまでに、第5条の届出が4ページから8ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書9ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

10月の申請件数は1件でした。

1番、申請地は藤本町地内の畑、241㎡です。譲受理由は経営規模拡大のため、譲渡理由は、高齢で管理が難しいため手放したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

調査書は議案書27ページにありますが、各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、3条許可申請1件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

6番 岡村委員。

6番

6番 岡村です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の27ページをご覧下さい。

調査年月日は令和4年10月14日、金曜日、午前9時から、調査班は遠藤運営委員長を班長といたしまして、石橋委員、森山委員、赤坂委員、私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、3条許可申請に伴い、申請地1筆の確認を行ったものであります。

譲受人の自作地については、合計14筆を事前に事務局で確認し、適正に耕作がなされていることの報告を受けましたので、現地確認は省略させていただきました。

申請地は譲受人の法人事業所及び自宅に近接しており、営農する他の農地の耕作状況などからも、周辺農地への農業上の支障はないものと判断いたしました。

また、別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員

特にございませぬ。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長

【「異議なし」の声あり】

異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の10ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

10月の申請件数は5件で全て太陽光の案件でした。議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたします。

では、議案書28ページをお開きください。

1番、申請地は名草下町地内の田、1,421㎡ほか2筆、計4,138㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル684枚を1,757.88㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書36ページをお開きください。

2番、申請地は名草下町地内の田、1,504㎡ほか1筆、計2,948㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル648枚を1,665.36㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書37ページをお開きください。

3番、申請地は名草下町地内の田、1,236㎡ほか2筆、計2,732㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル516枚を1,326.12㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書38ページをお開きください。

4番、申請地は板倉町地内の田、297㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル108枚を276.9㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書39ページをお開きください。

5番、申請地は羽刈町地内の畑、1, 256㎡ほか1筆、計2, 214㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル720枚を1, 850.4㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請5件です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

11番 森山委員。

11番 森山です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の28ページをご覧下さい。

調査年月日、調査班は、議案第1号と同じです。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、本市で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

高圧の発電設備用地として必要な広さを確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。なお、一部が土砂災害警戒区域に含まれるため、その部分にはフェンスやパネルを設置しないことで都市計画課と協議が済んでいるとのことでした。

発電出力は369.3キロワットで、売電単価は税抜き11円、年間約380万円の売電収益となり、9年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、整地のみを行い、造成はありません。

周辺の農地が耕作中であることから、草刈りや水路の堀さらいなどを計画的に行い、耕作者に影響が及ぶことのないように念を押し、了解を得ました。

西側に山がせり出しており、秋以降は日陰が生じるのではないかと尋ねたところ、シミュレーションを行い、日照の状況を確認した上で計画を立てているため、発電量は確保できるそうです。

申請地は、東は水路、北と南は田、西は道路です。水路機能が維持されれば、

残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は名草下町南部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 特にありません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて2番から5番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番から5番はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の12ページをお開きください。

議案第3号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。

当案件は、農業委員会が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要となった場合に、総会の議決により判断いただくために上程するものです。

今回の対象地は名草上町と大前町となっています。

まず、名草上町ですが、田、面積1,173㎡ほか1筆、合計2,052㎡で、遊休化しているとの把握年月日は令和4年9月13日、現況確認日は10月14日です。

現地の状況は、雑木なども生い茂る竹林となっており、農地に復元することが出来ないと見込まれるため、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと、判断したということでもあります。

続いて大前町ですが、畑、面積110㎡で、遊休化しているとの把握年月日は10月5日、現況確認日は10月14日です。

現地の状況は、山林と一体化しており、農地に該当しないと判断したという

ことです。

それぞれの位置図、公図写し、航空写真につきましては、40ページに名草上町、41ページに大前町が載せてございますのでご確認ください。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

14番 赤坂委員。

14番 赤坂です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日及び調査班は、3条許可申請と同じであります。

調査対象の概要、確認の趣旨については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回非農地の判断を行うにあたり、2カ所、3筆の現地調査を行いましたところ、名草上町の対象地は集落に近い山の裾野にあり、雑木が混在した竹林となっていることを確認しました。

大前町の対象地は市街化区域付近であり、北側の山林と一体化していることを確認しました。いずれの農地も、今後農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地と判断いたしました。

結論として、調査班は非農地として判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 問題ございません。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように決定いたしました。

続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の13ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今月も、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借、いわゆる利用権と、農地中間管理事業法に基づく貸借の2つの計画がございます。

では、まず利用権からです。

議案書の14ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定が8件で、面積は23,032㎡です。所有権移転は4件で、面積は8,453㎡です。

詳細につきましては、貸借権設定が15ページ及び16ページに、所有権移

転が17ページ及び18ページに掲載してございます。

以上、審議の後、承認をいただきましたら、10月31日付けで公告の手続きを行います。よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。

同じく議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画一括方式を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

副主幹 議案書の19ページをお開きください。中間管理事業に基づく集積計画となっております。

今回は、市長の公告により、出し手から受け手へ、機構を通じて一気に貸借が行われる一括方式となります。21ページをご覧ください。

この梁田町の1筆は、長年、遊休農地でありました。このたび、農地中間管理機構の解消事業を活用する予定で所有者及び耕作者と協議を進めておりましたが、事業要件である使用貸借に、所有者が最終的に納得せず、解消に係る国の助成が受けられないこととなりました。しかし、耕作者が、賃料を払ってでも借りたいとの意向で、今回、対応することとなりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第4号 中間管理事業分はそのように決定いたしました。

ここで、次の議案説明のため、農政課職員の出席を求めますので、暫時休憩といたします。

【午後3時06分 休憩】

議長 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午後3時07分 再開】

議長 議案第5号 足利農業振興地域整備計画の軽微な変更(案)に係る市長からの協議について議題といたします。

市当局の説明を求めます。

農政課 農政課の山根と申します。

主幹 足利農業振興地域整備計画の軽微な変更について、ご意見を頂戴したく、ご説明にお伺いいたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

案件については担当より説明いたさせます。

主任

農政課の大賀と申します。

別冊の議案第5号をご覧ください。

別冊につきましても事前にお配りさせていただいておりますが、内容に一部誤りがございましたので、本日改めてご用意させていただいております。新しいものをご覧ください。

それでは別冊議案書の2頁をお開きください。

案件につきましては、3件でございます。3件とも、農用地域内の用途を農業用施設用地に変更したいというものでございます。

こちらは、農用地域内の農地の利用方法を、田や畑としてではなく、農業用のための施設用地に用途を変更したいとの内容のものでございます。

農用地の田や畑を住宅等に変更する際には、農用地域からの除外が必要となりますが、農業用施設用地として利用する場合は、農用地、いわゆる青地のままで利用することができますが、用途を変更する必要があります。

1番目につきましては、田島町内において所有する、計1,212.25㎡の田を農業用施設用地に変更したいというものです。

申出理由につきましては、申出者は現在申出地の隣接する所有地において現在ブルーベリーを栽培しており、観光農園とするため、直売所、農村レストランを設置するためとなっております。

3ページに農振図、4ページ位置図、5ページに公図、6ページに土地利用計画図を載せております。7頁以降は立面図、平面図等になっています。

用途区分の変更手続き後につきましては、農業委員会へ農地転用の許可申請がなされる予定となっております。

2頁にお戻りください。

続きまして、2番の案件でございます。こちらは、鶴木町内で子が所有する田、499㎡を農業用施設用地に変更したいというものです。

申出理由は、現在申出者は、毛野地区を中心に、米麦及びいちごの栽培をしておりますが、自宅とほ場が離れているため、鶴木町内でいちごを栽培するハウスに隣接して農業用倉庫を設置したいというものです。

10ページをお開きください。10ページに農振図、11ページに位置図を載せています。申出者のお住まいは両毛線より北側になりますが、今回の申出地は、耕作地の中心である両毛線の南側となります。

12ページに公図写し、13ページに土地利用計画図、14ページ以降に立面図と平面図等を載せております。

用途区分の変更手続き後につきましては、農業委員会へ農地転用許可の申請がなされる予定となっております。

2頁にお戻りください。

続きまして、3番の案件でございます。こちらは上洪垂町内において所有する田(畑)の174㎡を農業用施設用地に変更したいというものです。

申出理由は、申出者は現在申出地の隣接地のハウスでトマトの栽培を行っ

ておりますが、里矢場町内の自宅とほ場との間に距離があるため、農機具の収納や作業所、農業用資材をおくために農業用施設用地に変更したいというものです。

18ページに農振図、19ページに位置図、20ページに公図の写し、21ページに土地利用計画図と22ページに現地の写真を載せています。

3番の案件につきましては、農業用施設として利用したい面積が200㎡以内であったため、農地法施行規則第29条により農地転用許可を要さないものであったため、農業委員会への届出後に施工し、今般用途を変更するものです。

以上が、今回申出のあった3件の農業用施設用地への用途区分の変更についてのご説明でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 本件について意見を求めます。

3番 石橋委員。

3番 石橋です。

農振地域の軽微な変更について、基本的に最近法改正などあったのでしょうか。

農政課 いえ、特段ございません。従前からです。

3番 農村レストランという位置づけが、軽微な変更に該当するかどうか、疑問に思いましたので。

農政課 農村レストランにつきましては、だいぶ前に法改正がございまして、農業用施設用地としてあてがうことができるようになったところで、昨今の動きではございません。ただ、本市内では事例がございませんでしたので、今回が初めての事例となっております。

議長 提供するものの制限等、地元でつくられたものを加工するなどの、様々な案件をクリアしたうえでの、軽微な変更だと思います。

農政課 前提として、自身で生産したものが過半以上を占めることが条件となっております。今回の方については、ブルーベリーを生産してらっしゃるので、ブルーベリーを使ってスイーツなどを提供する予定と伺っております。

農業者の方が自ら生産するものを使って加工して何か作るということです。今までは販売ですとか、6次産業化でジャムをつくとかということでしたが、加工して食べ物を提供してもよいということになりました。

3番 10年ほど前に、足利市の道の駅の建設について候補地も決まっています、瑞穂野町ですが、道の駅の建設委員会に出席した中で、当然建設省も含めて様々な部署での議論になったのですが、国道50号のバイパスから50メートルほど入ったところに白地があるのですが、立地状況もよいということで、1年ほどかけて地方に視察に出かけたり、議論したわけですが、その中で農村レストランを作るエリアは、白地の区域内でなければならないという、建設省の説明の中で直売所ブースとレストランブースの配置について、かなり議論があ

ったものですから、こういった形で農村レストランができれば、軽微な変更でできたのかなと思ひまして質問させていただきました。

農政課 道の駅の議論については、10年ほど前になられたかと思ひます。農業用施設に農家レストランが定義されたのが、3年くらい前だったように記憶しておひまして、そのあとの動きになっているかと思ひます。そういった中で今回の方はできるような形でございます。道の駅については、担当課ではないので回答を差し控えさせていただきますが、しかるべき手順に沿って、用途区分の変更ではなく、除外等を進めることによって、より柔軟なものが設置可能になるのではないかと考えております。

3番 規制緩和ということですよ。

農政課 ということになります。

議長 最後の案件で確認しておきたいのですが、200㎡以下なので届出、今回は軽微な変更の申請という違いと、メリット、デメリットについて説明をお願いします。

農政課 1番と2番につきましては面積が200㎡を大きく超えております。この場合、農地転用の許可が必要になりまして、許可に当たりあらかじめ用途を変更しておく必要がございます。変更しておかないと許可が下りないことになっております。

一方、3番については、200㎡以内の案件でしたので、許可を要しないものになります。通常、用途を変えてから届出、施工というのが流れですが、届出をしていただければ先に施工していただくことは可能になります。ただ、追って用途区分の変更の申請を提出していただくことが必要となります。

議長 こういった例の場合には、届出をまず提出して最終的には用途区分の変更を申請しなくてはいけないということですか。

農政課 そうなります。時間的余裕があるのであれば、用途区分の変更を先に申請していただいて。

用途区分の変更が除外の手続きに影響をうけるところがございまして、公告手続きをするのですが、先に動いている案件があると受けることができないということもありますので、今回まとめて提出いたしましたのも、先月編入の案件を提出させていただきましたして、その手続きが始まる前に先に済ませるために今回3件を上程させていただきました。

議長 そのほか何かございますか。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように承認いたしました。

ここで農政課職員の退席となります。

【午後3時23分 退席】

議長 以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて報告事項 農地所有適格法人の報告書について、農地法第4条の規定による届出受理の取消願について、並びに農地法第3条、及び第5条の規定による許可処分の取消願について、事務局の報告を求めます。

副主幹 議案書22ページの、報告事項、農地所有適格法人の報告書について、ご説明いたします。

今月は、1法人から報告を受け、記載のとおり法人要件が満たされていることを運営委員会でも確認いたしました。

以上です。

主幹 同じく議案書の22ページをご覧ください。

農地法第4条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

届出地は山下町にあります畑、面積は475㎡です。資材置場用地として、令和4年9月2日付けで農地法第4条の規定による届出書が提出され受理いたしました。このたび届出受理の取消願が届出者から提出されました。

取消の理由は、全面積ではなく一部の土地の転用にしたいためです。願出に基づき、令和4年10月7日付けで届出受理の取消を行いました。なお、一部の土地に変更した第4条の届出書が同日付で提出され、受理しております。本日の議案書3ページの番号6に掲載をしております。

議案書の23ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

申請地は島田町にあります田、面積は1,493㎡です。今回の取消の申請地を含めて、計2筆について、売買による所有権移転のため、令和4年6月27日付けで農地法第3条の規定による許可をいたしました。このたび、2筆の内1筆について許可処分の取消願が申請者から提出されました。

取消の理由は、申請地の一部を、隣接する宅地への進入路として利用し、残りを農地として利用することとなったためです。3条許可を一度取消し、改めて3条及び5条の許可手続きを行うものです。すでに所有権移転登記がなされておりますが、一度登記名義を戻し、11月以後に3条及び5条の許可申請を行う予定であるとのこと。願出に基づき、令和4年10月6日付けで許可処分の取消を行いました。

続きまして、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、ご説明いたします。

申請地は羽刈町にあります畑、面積は366㎡です。使用貸借に係る権利の設定による、一般住宅敷地として令和4年4月27日付けで、農地法第5条の規定による許可をいたしました。このたび許可処分の取消願が申請者から提出されました。取消の理由は、小学校が遠いためと、両親の住居が太田市にあり、介護を考えると不安があったためです。所有権移転登記がなされておらず、転用行為もされていないことから、願出に基づき、令和4年10月6日付けで許可処分の取消を行いました。

以上、ご報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
【意見なし】
議長 それでは、ご了承願います。
なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。
また前回の総会において、農業会議に諮問する旨の議決をされた、農地法第5条許可申請につきましては、9月28日に開催された常設審議委員会において、許可相当との答申を得、会長専決にて許可の決定と指令書の交付をしたことをご報告いたします。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第29回足利市農業委員会総会を閉会いたします。
【午後3時30分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年11月25日

足利市農業委員会

2番委員

14番委員